

厚生労働大臣認定

第37回 労働社会保険諸法令関係事務指定講習

受 講 案 内

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士試験に合格された方は、社会保険労務士となるための資格要件として所定の実務経験が必要とされます。

本講習は、社会保険労務士法第3条第1項（資格）の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について2年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、当連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施するものです。

したがって、本講習の修了者は「2年以上の実務経験」と同等以上の経験を有するものと認められ、社会保険労務士法第14条の2に規定する社会保険労務士の登録を受けることができます。

国家試験合格者で実務経験が2年に満たない方々は、この機会に本講習を受講されますよう、受講のご案内を申し上げます。

実 施 要 領

● 受講申込上のご確認

本講習を受講する方は、本受講案内を精読のうえ、実施方法など、すべて理解したうえで申込みをしたものとみなします。

● 受講資格者

社会保険労務士試験合格者等であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が2年に満たないもの（昭和57年4月1日前に社会保険労務士試験に合格した者を除く。）

● 講習科目

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①労働基準法及び労働安全衛生法 | ⑤健康保険法 |
| ②労働者災害補償保険法 | ⑥厚生年金保険法 |
| ③雇用保険法 | ⑦国民年金法 |
| ④労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | ⑧年金裁定請求等の手続 |

● 講習内容

本講習は、通信指導課程（4月間）と面接指導課程（4日間）の組み合わせにより行います。

(1) 通信指導課程

教材によって自己学習し、郵便による通信教育方式により添削指導を行います。

(2) 面接指導課程

講習科目8科目について、講義方式により4日間（1科目3時間）行います。

● 通信指導課程の期間

平成30年2月1日（木）～5月31日（木）

● 面接指導課程の受講地・日程等

受講地	日 程	時 間
東京 A	7月10日（火）～7月13日（金）	9：30～16：30
東京 B	8月14日（火）～8月17日（金）	
愛 知	8月28日（火）～8月31日（金）	
大 阪	7月31日（火）～8月3日（金）	
福 岡	9月11日（火）～9月14日（金）	

- ① 受講地は、希望の場所を選択できます。ただし、受講地の希望が東京の方については、会場の都合により、こちらから東京Aまたは東京Bのいずれかに決定させていただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。なお、決定は、申込書の到着順に行います。
- ② 受講地及び受講会場は、決定のうえ、平成30年1月31日までに通知します。なお、教材は、本通知と併せてお送りします。
- ③ 住所の移転または本人の疾病・負傷により受講地の変更を希望する場合は、平成30年6月1日（金）までに、証明できる書類を添えて必ず文書で届け出てください（申込から受講地の決定までの間の場合についても、同様です。）。なお、当該受講地の変更に合理性を欠く場合、業務の都合など他の理由による場合の変更は認められません。また、6月2日以降の変更は、理由の如何を問わず認めません。
- ④ 受講申込者への緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）に本会ホームページによって周知を行う場合がありますので、任意に閲覧されることをお勧めします。（面接指導日程に台風が上陸するおそれがあるときの情報提供等）。

● 申込期間

平成29年11月17日（金）～12月7日（木）

（申込期間以外は、理由の如何を問わず受け付けませんので、厳守してください。）

● 受講料

75,600円（税込） ※送金された受講料は、理由の如何を問わず返金しません。

● 修了の認定

通信指導課程及び面接指導課程の所定の要件をいずれも満たし、全課程を修了したと認められる者に対し、修了証を交付します。

<所定の要件>

- ① 通信指導課程は、期間内に完了すること。
- ② 面接指導課程は、4日間の全日程を受講すること。

● 申込方法

本案内に添付の専用の郵便振替用紙が受講申込書となっております。必要事項を記入のうえ、申込期間内にお申込み（送金）ください（詳しくは別紙の記入方法をご参照ください）。

注① 氏名、生年月日は、申込書に記入された文字を修了証の原稿として使用しますので、楷書で正確に記入してください（一部対応出来ない漢字もあります）。

② 払込手数料は、不要です（本会負担）。

③ 郵便振替用紙で送金することで申込みは完了です。なお、郵便振替用紙の払込金受領証をもって領収証にかえさせていただきます。この払込金受領証は受講料を送金した証明書類ですから、大切に保管してください。

④ 当連合会事務局での直接受付は行いません。

※社会保険労務六法（平成30年版）・社会保険労務ハンドブック（平成30年版）は本講習の教材に含まれておりますので、別途購入されないようお気をつけください。

● 申込・問合せ先

全国社会保険労務士会連合会（研修・事業課）

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6階

TEL：03-6225-4872

《 注意事項 》

☆教材及び受講番号・受講地決定等の文書は、平成30年1月26日頃に順次発送しますので、1月31日までに届かない場合は、お問い合わせください。お問い合わせなきものについては、到着したものとみなします（教材の発送まで特段の通知はしません）。

☆申込後、住所が変更になった場合は、速やかに文書で本会へお知らせください。

☆受講資格者に該当しないことが明らかとなったときは、全課程を修了した場合であっても修了証は交付しません。

☆本講習は、通信指導課程と面接指導課程とが一对になっています。仮に今回（第37回）の通信指導課程を完了した場合でも、面接指導課程を翌年に繰り越すことは理由の如何を問わずできません。新たに申込み、受講する必要があります。

☆申込書に受講希望地の記入がない場合は、本会が決定します。

☆車椅子の利用、妊娠等の事情により受講会場で特別な対応が必要となる場合は、事前に本会へご相談ください。

※個人情報の取扱いについて

受講申込によりご提供いただいた個人情報は、当連合会の「個人情報の適正な取扱いについて」に基づき、適正な取扱いに努めます。また、個人情報は、受講者名簿等の資料の作成、通信文書の発送等本講習の実施に関わる事務に利用させていただきます。なお、本講習に関し必要な範囲内で、受講者名簿、修了者名簿等の資料を関係行政機関及び都道府県社会保険労務士会に通知いたしますのであらかじめご了承ください。その他法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

◎実務経験の関係条文

○社会保険労務士法

(資格)

第3条 次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して2年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
- 二 第11条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第9条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

② 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(登録)

第14条の2 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

② 他人の求めに応じ報酬を得て、第2条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

③ 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第2条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第1項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

昭和56年改正法附則

(資格の特例)

第2条 この法律の施行の際<昭和57年4月1日>現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第3条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第3条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

○社会保険労務士法施行規則

(社会保険労務士の資格)

第1条の11 法第3条第1項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務
- 二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務
- 三 旧港湾労働法（昭和40年法律第120号）第44条第3項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第33条第3項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和14年法律第73号）第145条第1項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条第2項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務
- 四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）
- 五 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務
- 六 法人等の労務を担当する役員として従事する業務
- 七 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務